

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和5年7月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第5号

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程施行細則（2019年4月細則第11号）の一部改正

(改正前)	(改正後)
<p>(規程第6条の2第3項に基づく勤務時間の割振り基準等)</p> <p>第1条の2 規程第6条の2第3項に規定する細則で定める職員は、<u>次に定める職員</u>とする。</p> <p>(1) <u>規程第5条第2項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）</u></p> <p>(2) <u>規程第6条の2第2項の規定に基づき週休日及び勤務時間が割り振られた職員</u></p>	<p><u>規程第6条の2第2項の規定に基づき週休日及び勤務時間が割り振られた職員</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除</u></p>

附 則

この細則は、2023年8月1日より施行する。